

## MMDS アドバイザリー会議に関する申し合わせ

令和3年2月16日  
制定

### (設置)

1. 国立大学法人大阪大学数理・データ科学教育研究センターが主催する学部生向けプログラム「数理・DS・AIリテラシー教育プログラム」(以下「プログラム」という。)に係る自己点検・評価を実施する組織として「MMDS アドバイザリー会議」(以下「会議」という。)を設置する。

### (組織)

2. 会議は以下の委員を持って構成する。
  - 一 理事・副学長 1名
  - 二 数理・データ科学教育研究センター長
  - 三 数理・データ科学教育研究センター副センター長
  - 四 数理・データ科学教育研究センター数理科学ユニット長
  - 五 数理・データ科学教育研究センターデータ科学ユニット長
  - 六 理事・副学長が外部有識者から任命した者(以下「外部委員」という)若干名
  - 七 その他、理事・副学長が必要と認めた者

### (委員長)

3. 委員長は、理事・副学長をもってこれに充てる。
  - (2) 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

### (会議)

4. 会議は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
  - (2) 会議が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

### (自己点検・評価)

5. プログラムの教育に関する自己点検・評価に関する必要な事項は別に定める。

### (事務)

6. 会議の事務は、数理・データ科学教育研究センター事務が行う。

附 則

- 1 この申し合わせは、令和3年2月16日から施行する。